

ハート・オブ・ジャパンロゴマーク活用グッズ制作業務委託 仕 様 書

1 目的

本県観光ブランド「Heart of Japan」の認知度向上及びブランド浸透を図るため、ロゴマークを活用したグッズを制作し、アジア・アジアパラ競技大会関連行事、観光プロモーション、商談会、要人対応等で活用することにより、国内外への効果的な情報発信及び誘客促進を図る。

2 業務内容

(1) デザイン制作

「Heart of Japan」を活用した統一感のあるデザインを制作すること。

(2) グッズ制作

以下のグッズを各 1,500 個/セット以上制作すること。

- ・ステッカー
- ・クリアファイル
- ・ボールペン
- ・ノート
- ・ポストカード

※ 写真や知的財産（IP）を活用した 6 種類の絵柄を制作し、1 セットごと封筒に封入。

- ・コースター

※ 各グッズの詳細仕様（材質、寸法、加工方法等）については、原則受託者からの提案によるが、愛知県との協議により最終決定する。

※ Heart of Japan 使用方法

<https://heart-of-japan.pref.aichi.jp/download/outline.pdf>

(3) その他

その他、当事業の効果を高める業務があれば、提案すること。内容については、原則受託者からの提案によるが、愛知県との協議により最終決定する。

3 成果物の提出

(1) グッズ

納入期限	2026 年 9 月下旬～10 月上旬（予定）。ただし、詳細な納入日については、県と受託者が協議の上決定する。
仕様	上記 2 のとおり。
納入先	愛知県観光コンベンション局観光振興課

(2) デザインデータ

納入期限	9月下旬
仕様	制作したグッズのデザインデータ一式（JPEG、Adobe Illustrator 及び PDF 形式）の電子データを提出すること。なお、Illustrator データについては、編集可能な形式で納品すること。
納入先	同上

(3) 実施結果報告書

納入期限	11月30日
仕様	日本産業規格A4版で2部作成すること。あわせて、当該報告書の電子データを提出すること。
納入先	同上

4 留意事項

- (1) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- (2) 本業務は企画競争型随意契約であるため、受託者は企画提案内容に基づき業務を実施し、進捗状況等を適宜報告するとともに、業務の実施に当たっては本県と十分協議を行うこと。
- (3) 本仕様書に特に定めるものを除き、委託業務の遂行に必要な一切の経費は本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (4) 本業務により制作されたデザインデータその他成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって愛知県に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者又は第三者が従前から保有する著作物が含まれる場合は、この限りでない。
- (5) 受託者は、愛知県に対し、成果物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- (6) 成果物に第三者の権利が含まれる場合は、受託者の責任において、愛知県が将来にわたり利用、複製、改変その他必要な活用を行うことができるよう、必要な許諾を得ること。
- (7) 委託業務の実施に当たり、事故その他の問題が発生したときは、本県に遅滞なく報告するとともに、速やかに適切な対応を行うこと。
- (8) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間保存し、本県の求めに応じて閲覧に供すること。